

栃木市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和5年3月3日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 古澤 ちい子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象及び期間
 - (1) 会計課
令和4年8月8日から令和4年8月23日まで
 - (2) 議会事務局
令和4年8月8日から令和4年8月23日まで
 - (3) 選挙管理委員会事務局
令和4年8月8日から令和4年8月23日まで
 - (4) 経営管理部
総務課 職員課 契約検査課 管財課 財政課 税務課 収税課
令和4年9月7日から令和4年9月27日まで
 - (5) 寺尾財産区
令和4年9月7日から令和4年9月27日まで
 - (6) 教育委員会事務局
教育総務課 学校教育課及びグローバル教育推進室 学校施設課
保健給食課 生涯学習課 文化課 美術・文学館課

令和4年10月7日から令和4年10月26日まで

(7) 保健福祉部

福祉総務課 障がい福祉課 高齢介護課 地域包括ケア推進課
健康増進課及び新型コロナウイルス感染症対策室
令和4年11月8日から令和4年11月24日まで

(8) こども未来部

子育て支援課 保育課
令和4年11月8日から令和4年11月24日まで

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。
- (2) 入札等の手続は適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また、契約事務は適正で契約内容に不備はないか。
- (3) 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。
- (4) 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また、現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているか。
- (5) ルールは守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。
- (6) 各地域間でばらつきのある事務事業について、均衡のとれた制度、統一的な基準を検討しているか。

4 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

5 監査の結果

(1) 会計課

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業

の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(2) 議会事務局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(3) 選挙管理委員会事務局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(4) 経営管理部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(5) 寺尾財産区

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(6) 教育委員会事務局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(7) 保健福祉部

ア 総括

1から4に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、切手払出簿が作成されていなかった事案その他軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

また、予防接種用ワクチン購入につき、これを物品の購入と捉えた場合、議決（地方自治法第96条第1項第8号）が必要とならないか、との問題意識から、現在別個に行っている物品購入契約（単価契約）と予防接種を実施する医療機関との業務委託契約とを一本化できないか、他市の状況を聞き取るとともに、導入を検討するよう、口頭で指導した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(8) こども未来部

ア 総括

1から4に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。